

飛 翔

労働保険事務組合 東京SR経営労務センター

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町
3-7-12 清話会ビル4階

☎03(3264)0751・FAX 03(3264)0753

URL <https://tokyo-srkrc.jp>

発行人 亀 谷 康 弘

編 集 会 員 委 員 会



《 目 次 》

再任のご挨拶	2	会員委員会からの報告	14
副会長のご挨拶	3	◆ 行政窓口情報 ◆	
東京SR経営労務センター		<ハローワーク飯田橋>	15
令和7年度総代会報告	5	<中央労働基準監督署>	16
東京SR建設業労災福祉協会		会員支援事業のご案内	17
令和7年度総代会報告	12	1. 健康管理 2. 人間ドック	
基幹システム変更の経緯と進捗について ..	13	事務局からのお知らせ・編集後記	20



再任のご挨拶

東京SR経営労務センター 会長 亀谷 康弘

会員の皆さまには、平素より当センターの業務運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、3期目の会長職を務めさせていただくことになりました。引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今年度の年度更新業務につきまして、途中当センターが使用いたします「SR-SaaS」システムに不具合が発生したにもかかわらず、会員の皆さまのご協力のもと、令和6年度の確定保険料及び令和7年度の概算保険料の申告と今年度第1期の労働保険料の納付を100%に近い数字で終了することができました。重ねて御礼申し上げます。

これまでの「飛翔」にてご案内の通り、「SR-SaaSシステム」に代わるシステムとして株式会社エフアンドエム様の「オフィスステーション事務組合for SR」(仮称)に変更することが決定しており、令和8年度の年度更新から使用する予定となっております。まもなく、皆さまに対する説明会も実施して参りますので、来年度の年度更新にはこちらを是非ご利用いただきたく、皆さまにおかれましてもご準備を進めて頂きますよう、お願い申し上げます。

また、前号の「飛翔」でも触れさせていただきました令和5年6月に発生したランサムウェア感染被害に対する調停についてですが、他県会のSR様とともに、①経済的損失、②システムを監査：監督できる仕組みの構築、③サービスレベルの構築と大きく3つの合意を目指しましたが、残念ながら相手側からは誠意のある回答は全くなく、和解は困難であろうという裁判所の判断もあり、調停は打ち切りとなりましたことをご報告させていただきます。

さて、今期は特別委員会を設置しました。

その趣旨は、①3年後に控えた40周年記念事業についての検討、②当センター事務局のある建物の耐震化不足による移転の検討、③役員選出方法や役員定数、顧問の任命とその任期の検討を目的としています。

①と②につきましては、昨今の物価高騰もあり、大きな金額が動くことが明らかであり、今後事務局職員の賃金アップも避けられない社会情勢を踏まえ、場合によっては、会員の皆さまや事業主会員の年会費の適正化も見据えた検討をして参ります。

③につきましては、理事会や総代会でのご意見を踏まえたもので、これまでも総務委員会で検討して参りましたが、他県会のSRや他の関係団体等の状況も踏まえ、もう少し幅広く検討を進めていくつもりです。

また、事務局におきましては、当センターでは初めてとなります新卒3名を採用するとともに、5月からは新たな常務理事を迎え、新体制のもと事務組合としての業務はもとより、会員サービスの更なる向上を図って参ります。

さらに、直近の課題である労災上乗せ保険の導入や特別加入の地域要件拡大等の積み残しを制度化して参ります。

結びになりますが、当センターの更なる発展のため尽力して参る所存です。あらためて会員の皆さまのご理解、ご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げ、再任の挨拶とさせていただきます。



副 会 長 の ご 挨 拶



東京SR副会長
5期目就任にあたり

副 会 長 吉 永 晋 治

令和7年度東京SR副会長を拝命しました吉永晋治と申します。引き続き総務委員会を担当させていただきます。私も社会保険労務士登録をして18年、東京SR副会長10年、そして今年は50歳台最後の年になりました。経験を積んで対応力がついた半面、社労士として経験を積んで錆びついて対応力が鈍くなった面もあり、今年は改めて自分自身をブラッシュアップして新人の頃の新鮮な気持ちを思いだして、社労士業務、東京SRの副会長を務めていきたいと思っています。

今年度は昨年来の物価高、人件費高騰もあり、総務委員会も現在の会員へのサービスの質を落とすことなく、経費の節減と会費収入の増加を図っていききたいと思います。直近では会員数増加に向けて新たな会員種別の創設に取り組んでいます。

最後になりましたが、執行部一同東京SRの発展の為に注力していく所存ですので、これまで以上にご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いします。



人が集まるSRに

副 会 長 金 光 仙 子

このたび東京SR経営労務センターの副会長に就任させていただきました金光仙子と申します。業務委員会担当の副会長としては2期目となりました。

東京SRは、多くの先輩方のご尽力により「すべての社労士会員が、自分の労働保険事務組合を持っている」状況を実現した組織です。私自身も、東京SRがあったから19年前に社労士

登録と同時に契約をいただいた顧問先の社長を、労災保険特別加入にご案内することができました。これからも東京SRという共有財産を大切に守り、育てていかなければと思っています。そのためには、現在SRの会員はもちろん、これまでSRに関わってこなかった東京会の会員もどんどん巻き込んで、もっと多くの手でSRを盛り上げていきたいです。みんなが集まる魅力的な組織を皆さんと作っていききたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。



魅力的な研修内容を目指して

副 会 長 平 澤 貞 三

みなさまこんにちは、前期に引き続き研修担当副会長を務めます臨海ブロックの平澤でございます。

東京SRでは、事務局と会員の利便性向上を目指し、デジタル化・オンライン化に取り組んできました。研修事業もオンライン化が進み、申し込みや支払いもデジタル対応となっています。近年は他団体でも無料のオンラインセミナーが増え、会場参加型の有料セミナーの場合は、参加者の「無料慣れ」による伸び悩みも課題です。

しかし、我々研修担当チームでは、参加者の関心はやはりコンテンツにあると考えています。今期もSRならではの魅力的な研修内容を目指し、より多くの会員の皆さまのニーズに応えられるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



副会長就任のご挨拶

副会長 山本 昌之

このたび、東京SR経営労務センター IT 委員会担当副会長に再任されました山本昌之です。引き続き、会員の皆さまのご支援を賜りながら、東京SRの発展と社会保険労務士業界の未来に貢献してまいります。

本年度は、2026年度からの基幹システム変更に向けた準備と開発支援を進めるとともに、会員の皆さまにとってよりわかりやすく、身近な情報提供を目指し、動画配信の強化にも取り組みます。また、セキュリティを意識しながら、AIやIT技術の活用による業務の効率化と生産性向上を推進し、時代に即した支援体制の構築を目指します。

変化の激しい社会環境の中で、柔軟かつ迅速な対応が求められる今、現場の声に耳を傾け、共に歩む姿勢を大切にしながら、より良いセンター運営に努めてまいります。

今後とも、変わらぬご支援とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



副会長就任のご挨拶

副会長 吉村 光弘

引き続き会員委員会担当副会長を拝命しました武蔵野ブロックの吉村です。よろしくお願い申し上げます。

1期目では、機関紙「飛翔」のウェブ化を実現し、印刷・発送費用を大幅に削減することができました。これは会員の皆さまのご理解とご協力のおかげと深く感謝しております。

今期は多くの皆さまが気軽に参加できるレクリエーションを企画します。既に8月2日にプロボウラーによる「ボウリング大会&懇親会」を実施しました。すべてのブロックから参加していただき大変盛り上がりました。参加していただいた皆さま、ありがとうございました。

また、各ブロックでの交流会を通じての会員同士のつながりを深めていきたいと考えています。あわせて、新たな仲間を迎えられるよう、会員増強にも積極的に取り組んでまいります。

皆さまのご意見を大切にしながら、魅力ある東京SRを目指してまいりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



副会長就任のご挨拶

副会長 長谷川 淳一

今期より副会長を拝命いたしました、特別委員会を担当します千代田ブロックの長谷川と申します。微力ではございますが、会員の皆さまのため、当会の発展のために尽力してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

特別委員会は、今期新たに発足した委員会ですが、常設の委員会ではありません。特別な事案等に対応するためのタスクフォースであり、今般の主なミッションは、①40周年記念式典の準備・検討・運営②当センター事務所の移転検討③理事等の選出方法の検討の3つです。①については、昨今の物価高騰もあり式典の場所・内容については、様々な角度から検討する必要があると考えております。②については、3年後の契約更新を見据えながら、かつ、資金収支・期間損益ができるだけ毀損しないよう検討が必要と感じております。③については、総代会等で会員の皆さまからいただいたご意見等を踏まえ慎重に検討していく所存です。

委員会メンバーだけで進めるのではなく、広く会員の皆さまにもご意見をいただくなど、ご協力をお願いすることもあるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



来賓出席者御芳名

(順不同)

飯田橋公共職業安定所

管理部長 川 又 純 様

東京都社会保険労務士会

会長代理(副会長) 机 秀 明 様

東京社会保険労務士協同組合

理事長 吉 田 公 明 様

全国労働保険事務組合連合会 東京支部

会 長 長 尾 雅 昭 様

東京都社会保険労務士会

副 会 長 宇 野 尚 志 様

副 会 長 永 井 哲 也 様

副 会 長 成 田 妙 庫 様

専務理事 高 橋 和 彦 様

東京都社会保険労務士会

千代田統括支部長 朝比奈 睦 明 様

中央統括副支部長 中 島 秀 憲 様

城西統括支部長 出 口 裕 美 様

臨海統括副支部長 北 澤 正 敏 様

山手統括副支部長 岩 城 眞 也 様

城北統括支部長 稲 田 耕 平 様

城東統括支部長 遠 藤 誠 様

武蔵野統括支部長 濱 本 絵 美 様

多摩統括支部長 坂 本 鉄 也 様

愛知中央SR経営労務センター

会 長 小 寺 佐智子 様

常務理事 田 中 佳 忠 様

大阪SR経営労務センター

会 長 島 谷 高 弘 様

副 会 長 岩 井 真 規 様

会計理事 野 口 紀 洋 様

事務局長 米 沢 正 明 様

全国社会保険労務士会連合会

副 会 長 杉 田 貴 信 様

全国社会保険労務士政治連盟

副 会 長 前 田 昭 博 様

社労士成年後見センター東京

理事長代理(理事) 熊 谷 祐 子 様

飯田橋労働保険事務組合協議会

会 長 千 葉 敬 彦 様

東京都社会保険労務士会

副 会 長 助 川 弘 美 様

副 会 長 永 井 康 幸 様

副 会 長 濱 本 絵 美 様

常務理事 町 田 隆 様

東京都社会保険労務士会

中央支部長 藤 原 伸 吾 様

台東副支部長 一 井 保 様

文京副支部長 荒 川 ゆ う 様

新宿支部長 野 中 剛 様

港副支部長 久 保 輝 雄 様

品川支部長 熊 代 知 也 様

大田支部長 中 山 章 子 様

目黒支部長 小 泉 正 典 様

渋谷支部長 藤 卷 玲 子 様

世田谷支部長 久 禮 裕 生 様

豊島副支部長 羽 石 乃理子 様

北支部長 高 木 博 之 様

板橋支部長 佐 藤 信 様

練馬支部長 萩 原 修 様

墨田支部長 後 藤 康 浩 様

江東支部長 林 良 英 様

令和6年度決算報告

自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

(収入の部)

(支出の部)

(単位:円)

勘 定 科 目		令 和 6 年 度	勘 定 科 目		令 和 6 年 度
大科目	中科目	決 算 額	大科目	中科目	決 算 額
1. 会費収入①		126,522,800	1. 事業費		20,001,863
2. 会費収入②		7,099,500		(1) 研修会費	584,161
3. 会費収入③		1,750,000		(2) 助成費	12,327,993
4. 入会金収入		4,930,000		(3) 広報活動費	1,208,237
5. 報奨金等収入		17,777,775		(4) IT対策費	1,978,878
	(1) 報奨金	16,403,500		(5) 福祉事業費	169,800
	(2) 適用促進奨励金	1,009,360		(6) 年度更新業務費	3,732,794
	(3) 中退金等手数料	364,915	2. 管理費		142,201,056
6. 事務受託費		6,705,600		(1) 人件費	85,193,680
7. 雑収入		1,766,429		(2) 会議費	5,069,000
	(1) 雑収入	1,763,711		(3) 事務所借入等需用費	51,938,376
	(2) 受取利息	2,718	3. 予備費		0
当期収入合計(A)		166,552,104	当期支出合計(C)		162,202,919
前期繰越金		35,254,307	当期収支差額(A)-(C)		4,349,185
収入の部合計(B)		201,806,411	支出の部合計		162,202,919
			次期繰越収支差額(B)-(C)		39,603,492
			40周年記念事業積立金		4,000,000
			次期繰越金		35,603,492

令和7年度収支予算

自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(収入の部)

(支出の部)

(単位：円)

勘定科目		令和7年度 予算額	勘定科目		令和7年度 予算額
大科目	中科目		大科目	中科目	
1. 会費収入①		126,522,800	1. 事業費		21,179,000
2. 会費収入②		7,099,500		(1) 研修会費	600,000
3. 会費収入③		1,750,000		(2) 助成費	12,779,000
4. 入会金収入		4,930,000		(3) 広報活動費	500,000
5. 報奨金等収入		17,783,500		(4) IT対策費	2,100,000
	(1) 報奨金	16,403,500		(5) 福祉事業費	1,000,000
	(2) 適用促進奨励金	1,010,000		(6) 年度更新業務費	4,200,000
	(3) 中退金等手数料	370,000	2. 管理費		145,459,124
6. 事務受託費		7,896,000		(1) 人件費	83,650,000
7. 雑収入		1,505,000		(2) 会議費	6,650,000
	(1) 雑収入	1,500,000		(3) 事務所借入等需用費	55,159,124
	(2) 受取利息	5,000	3. 予備費		848,676
当期収入合計(A)		167,486,800	当期支出合計(C)		167,486,800
前期繰越金		35,603,492	当期収支差額(A)-(C)		0
収入の部合計(B)		203,090,292	支出の部合計		167,486,800
			次期繰越収支差額(B)-(C)		35,603,492

東京SR経営労務センター会員状況 (令和7年3月31日現在)

1. 社会保険労務士会員

会員数	法人会員数	計
1,183 (1,169)	292 (281)	1,475 (1,450)

2. 事業主会員

	一元適用事業所	二元適用事業所	計
事業所数	2,997 (2,993)	2,614 (2,526)	5,611 (5,519)
事業場数	3,375 (3,344)	6,277 (6,044)	9,652 (9,388)

注) () は前年同月数です。

注) () は前年同月数です。

社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内

保険期間 2024年12月1日午後4時～2025年12月1日午後4時

ご加入にあたっては、申込Webサイトよりお手続きください。

申込Webサイトへは (有) エス・アール・サービスHPからアクセスできます。▶

サイバーリスク保険 (特約) のご加入も併せてご検討ください!

毎月中途加入可。毎月1日～25日申込締切・翌月1日補償開始 ※11/1加入のみ10/15締切

取扱代理店 **有限会社エス・アール・サービス ☎03-6225-4873**

引受保険会社 **東京海上日動火災保険株式会社 (幹事保険会社) 広域法人部法人第二課 ☎03-3515-4153**

三井住友海上火災保険株式会社 (非幹事保険会社)

※この保険は、全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、社会保険労務士開業会員等を被保険者とする団体契約です。詳細は保険約款 (WEB約款、有限会社エス・アール・サービスのHP「社会保険労務士賠償責任保険制度」をご覧ください。) によりますが、ご不明な点がありましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

社労士 賠償保険 エスアールサービス 検索

<https://www.sr-service.jp>



令和6年度労働保険料等徴収・納付状況報告（特別会計）

令和7年3月31日現在

（単位：円）

基幹番号	労働保険料				
	徴収決定額 (確不・充当含)(A)	事業主からの 徴収額(B)	政府への 納付額(C)	滞 納 保険料額	滞納のうち 内部処理金
931810	55,427,138	55,452,115	55,427,138	0	0
メリット	5,393,842	5,393,842	5,393,842	0	0
931811	90,373,634	91,649,565	90,371,259	2,375	2,375
990290	109,792,147	110,456,460	109,792,147	0	0
メリット	10,634,947	10,634,947	10,634,947	0	0
990440	264,179,845	264,616,770	264,178,009	1,836	0
メリット	24,595,725	23,214,334	23,214,334	1,381,391	1,381,391
990441	231,497,825	231,319,650	230,539,412	958,413	817,936
メリット	15,947,540	15,947,540	15,947,540	0	0
990670	368,299,445	368,272,525	368,058,340	241,105	207,731
メリット	12,531,670	12,531,670	12,531,670	0	0
990671	431,126,463	432,533,736	430,496,876	629,587	629,587
メリット	87,973,839	87,973,839	87,973,839	0	0
990860	693,037,757	696,786,773	693,022,326	15,431	15,431
メリット	93,646,739	93,646,739	93,646,739	0	0
990861	640,999,597	644,210,376	640,282,527	717,070	673,527
メリット	151,100,964	151,100,964	151,100,964	0	0
990880	688,623,455	694,625,003	688,174,979	448,476	29,841
メリット	43,088,158	43,088,158	43,088,158	0	0
990881	592,644,619	602,074,250	592,333,056	311,563	173,045
メリット	95,691,933	95,691,933	95,691,933	0	0
991120	295,817,351	296,186,500	295,772,989	44,362	44,362
メリット	26,612,150	26,612,150	26,612,150	0	0
931812	287,677,896	289,978,180	287,657,176	20,720	0
931813	347,949,675	350,576,409	347,706,387	243,288	105,388
990292	470,412,666	470,476,876	466,791,326	3,621,340	930,234
990293	148,064,567	147,623,478	146,734,245	1,330,322	358,801
931814	997,508	997,508	997,508	0	0
メリット	79,543	79,543	79,543	0	0
931815	20,493,824	20,575,745	20,438,313	55,511	23,370
メリット	9,964,333	9,964,333	9,964,333	0	0
990295	38,513,531	39,326,809	38,488,103	25,428	25,428
メリット	63,810,475	63,810,475	63,810,475	0	0
990885	47,320,441	48,172,667	47,007,691	312,750	173,384
メリット	18,454,947	18,454,947	18,454,947	0	0
990445	60,095,747	62,323,336	59,884,448	211,299	3,125
メリット	28,577,276	28,748,845	28,577,276	0	0
991035	72,654,957	76,196,421	72,503,415	151,542	21,395
メリット	5,557,633	5,557,633	5,557,633	0	0
931816	18,126,292	18,427,807	18,112,712	13,580	0
931817	34,263,639	34,852,220	34,245,679	17,960	5,568
990296	32,964,283	33,143,211	32,083,884	880,399	84,833
メリット	11,143,596	11,143,596	11,143,596	0	0
990297	347,832	347,832	347,832	0	0
海外派遣	1,861,389	1,861,389	1,861,389	0	0
合 計	6,748,368,833	6,786,659,099	6,736,733,085	11,635,748	5,706,752

政府よりの還付金 (D)	3,056,955
事業主への返還金 (E)	50,682,986

事務組合保管額(B)+(D)-(C)-(E)	2,299,983
------------------------	-----------

<事務組合保管金内訳>

令和7年度繰越預かり保険料	2,092,998
令和6年度未還付金（海外）	0
令和6年度還付不能金	206,985

東京SR経営労務センター

令和7年度 理事・監事 名簿

(順不同・敬称略)

(千代田ブロック)

小 室 豊 (ブ) 新任
十佐近 三 生 (ブ)
長谷川 淳 一 (ブ)
堀 拓 磨 (ブ)
4 名

(中央ブロック)

荒 川 ゆ う (ブ)
金 光 仙 子 (会)
川 崎 祐 子 (ブ)
川 澄 佳 美 (ブ)
檜 垣 佳 代 (会)
5 名

(城西ブロック)

宇 野 尚 志 (会) 新任
大和久 剛 (ブ)
南 雲 大 助 (ブ) 新任
野 中 剛 (ブ)
4 名

(臨海ブロック)

稲 次 真樹子 (ブ)
大 西 貴 (ブ)
佐 藤 彰 子 (会) 新任
竹 内 早 苗 (ブ)
平 澤 貞 三 (ブ)
和 田 絵李佳 (会) 新任
6 名

(山手ブロック)

加 藤 智 (会) 新任
杉 村 卓 哉 (ブ)
住 美賀子 (ブ)
染 谷 由 美 (会) 新任
坂 野 祐 輔 (ブ)
5 名

(城北ブロック)

岩 元 撰 (ブ) 新任
後 藤 正 英 (ブ)
佐 藤 信 (会) 新任
関 口 龍 太 (ブ)
曾布川 哲 也 (会)
武 江 勇 (ブ)
山 崎 早 苗 (会)
吉 永 晋 治 (会)
8 名

(城東ブロック)

天 野 浩 恵 (ブ)
伊 東 和 浩 (会)
中 山 歳 一 (ブ) 新任
松 山 正 光 (ブ)
山 本 昌 之 (会)
渡 邊 佐和子 (ブ) 新任
6 名

(武蔵野ブロック)

亀 谷 康 弘 (ブ)
永 井 康 幸 (会)
長 尾 修 身 (ブ)
濱 本 絵 美 (会)
福 岡 秀 行 (ブ) 新任
吉 村 光 弘 (会)
6 名

(多摩ブロック)

岡 本 直 子 (会)
椎 野 太 郎 (会) 新任
菅 沼 真奈美 (ブ)
永 井 武 司 (ブ) 新任
大 東 聖 子 (会)
5 名

(常務理事)

降 幡 勇 一 (会)
1 名

(監事)

小 林 幸 雄 (会)
金 田 千 鳥 (会)
2 名

理事 50 名・監事 2 名

(会) は会長推薦による理事 20 名・監事 2 名

(ブ) はブロック長推薦による理事 30 名



令和7年度 正副会長・委員会委員・顧問・会計理事 名簿

(順不同・敬称略)

(正副会長)

会 長 亀 谷 康 弘
副 会 長 吉 永 晋 治 (総務)
副 会 長 金 光 仙 子 (業務)
副 会 長 平 澤 貞 三 (研修)
副 会 長 山 本 昌 之 (IT)
副 会 長 吉 村 光 弘 (会員)
副 会 長 長谷川 淳 一 (特別)

(総務委員会)

委 員 長 山 崎 早 苗
副委員長 岩 元 撰
委 員 田 中 亮 子
委 員 柱 山 歩
委 員 原 幸一郎
委 員 山 本 奈 央

(研修委員会)

委 員 長 曾布川 哲 也
副委員長 和 田 絵李佳
委 員 井 下 英 誉
委 員 住 美賀子
委 員 畑 野 博

(会員委員会)

委 員 長 福 岡 秀 行
副委員長 大和久 剛
委 員 小 島 理 恵
委 員 佐 藤 彰 子
委 員 堀 拓 磨
委 員 山 崎 祐

(綱紀委員会)

委 員 長 永 井 康 幸
副委員長 加 藤 智
委 員 熊 谷 祐 子

(顧問)

顧 問 大 槻 哲 也
顧 問 大 野 実

(会計理事)

会計理事 岡 本 直 子

(業務委員会)

委 員 長 長 尾 修 身
副委員長 和 田 静 江
委 員 神 田 一 樹
委 員 舞 島 亜喜子
委 員 横 山 玲 子

(IT委員会)

委 員 長 佐 藤 信
副委員長 向 井 了 一
委 員 濱 塚 和 彦
委 員 濱 本 絵 美

(特別委員会)

委 員 長 伊 東 和 浩
副委員長 住 美賀子
委 員 大 竹 渉
委 員 沢 田 早 苗
委 員 椎 野 太 郎
委 員 坂 野 祐 輔
委 員 丹 治 美和子
委 員 和 田 絵李佳

令和7年度ブロック委員名簿

(順不同・敬称略)

(千代田ブロック)

ブロック長 堀 拓 磨
副ブロック長 長谷川 淳 一
委 員 浅 井 英 憲
委 員 大久保 勇 健
委 員 松 井 美希子
委 員 山 崎 祐

(中央ブロック)

ブロック長 荒 川 ゆ う
副ブロック長 梅 谷 友 子
委 員 金 光 仙 子
委 員 塩 津 貞 之
委 員 内 藤 晋 一
委 員 樋 口 雄一郎

(城西ブロック)

ブロック長 大和久 剛
副ブロック長 南 雲 大 助
委 員 舞 島 亜喜子
委 員 吉 開 久 子

(臨海ブロック)			(城北ブロック)			(武蔵野ブロック)		
ブロック長	稲 次 真樹子		ブロック長	本 橋 秀 次		ブロック長	福 岡 秀 行	
副ブロック長	加 藤 陽 子		副ブロック長	永 田 幸 江		副ブロック長	緒 方 香 織	
委 員	大 西 貴		委 員	関 口 龍 太		委 員	井 手 瑞 穂	
委 員	折 笠 総 子		委 員	武 江 勇		委 員	佐 藤 祥太郎	
委 員	佐 藤 彰 子					委 員	芝 垣 洋 一	
委 員	仲 原 小紀子		(城東ブロック)			委 員	西 田 明 弘	
委 員	藤 原 健次郎		ブロック長	松 山 正 光		委 員	宮 田 省 吾	
委 員	和 田 絵李佳		副ブロック長	大 鹿 奈々絵		委 員	若 林 浩	
			委 員	天 野 浩 恵				
			委 員	薄 井 正 己		(多摩ブロック)		
			委 員	中 山 歳 一		ブロック長	永 井 武 司	
			委 員	松 木 廷 夫		副ブロック長	新 井 勝 一	
			委 員	渡 邊 佐和子		委 員	加 藤 健 司	
						委 員	菅 沼 真奈美	
						委 員	高 橋 祐 子	
						委 員	中 里 博 孝	
(山手ブロック)								
ブロック長	住 美賀子							
副ブロック長	杉 村 卓 哉							
委 員	大 竹 謙 一							
委 員	羽 鳥 順 治							
委 員	坂 野 祐 輔							

東京SR建設業労災福祉協会

令和7年度 正副会長・理事・監事名簿

(順不同・敬称略)

会 長	亀 谷 康 弘	理 事	加 藤 智 新任	理 事	濱 本 絵 美
副 会 長	吉 永 晋 治	理 事	椎 野 太 郎 新任	理 事	堀 拓 磨
副 会 長	山 本 昌 之	理 事	十 佐 近 三 生	理 事	吉 村 光 弘
副 会 長	平 澤 貞 三	理 事	住 美賀子	常務理事	降 幡 勇 一
理 事	伊 東 和 浩 新任	理 事	染 谷 由 美 新任		
理 事	大和久 剛 新任	理 事	竹 内 早 苗	監 事	小 林 幸 雄
理 事	岡 本 直 子	理 事	永 井 康 幸	監 事	金 田 千 鳥
理 事	金 光 仙 子	理 事	長谷川 淳 一		



東京SR建設業労災福祉協会 令和7年度総代会報告

令和7年6月14日（金）午後1時30分より、ホテル東京ガーデンパレスで、令和7年度総代会が開催され、議案第1号から第5号まで総ての議案が原案どおり承認されました。

第二種特別加入制度の周知が図られ、新規加入会員331名を加え、加入者数は令和6年3月31日現在1,974名となりました。

令和6年度決算報告

自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

(収入の部)

(支出の部)

(単位：円)

勘定科目		令和6年度 決算額	勘定科目		令和6年度 決算額
大科目	中科目		大科目	中科目	
1. 入会金収入		993,000	1. 事業費		11,690,454
2. 会費収入		26,877,000		(1) 広報活動費	137,500
3. 雑収入		14,311		(2) 研修会費	215,688
				(3) 支払手数料	277,750
				(4) 会員拡張奨励金	10,736,400
				(5) 年度更新業務費	323,116
			2. 管理費		13,001,319
				(1) 諸会議費	1,191,671
				(2) 事務委託費等需用費	11,809,648
			3. 予備費		0
当期収入合計(A)		27,884,311	当期支出合計(C)		24,691,773
前期繰越金		8,384,358	当期収支差額(A)－(C)		3,192,538
収入の部合計(B)		36,268,669	支出の部合計		24,691,773
			次期繰越収支差額(B)－(C)		11,576,896

令和7年度収支予算

自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(収入の部)

(支出の部)

(単位：円)

勘定科目		令和7年度 予算額	勘定科目		令和7年度 予算額
大科目	中科目		大科目	中科目	
1. 入会金収入		1,200,000	1. 事業費		12,350,000
2. 会費収入		27,461,000		(1) 広報活動費	300,000
3. 雑収入		10,000		(2) 研修会費	300,000
				(3) 支払手数料	350,000
				(4) 会員拡張奨励金	11,000,000
				(5) 年度更新業務費	400,000
			2. 管理費		15,642,696
				(1) 諸会議費	1,500,000
				(2) 事務委託費等需用費	14,142,696
			3. 予備費		678,304
当期収入合計(A)		28,671,000	当期支出合計(C)		28,671,000
前期繰越金		11,576,896	当期収支差額(A)－(C)		0
収入の部合計(B)		40,247,896	支出の部合計		28,671,000
			次期繰越収支差額(B)－(C)		11,576,896

令和6年度確定保険料申告額及び令和7年度概算保険料申告額

	令和6年度		令和7年度	
	保険料	人数	保険料	人数
概算保険料	80,342,340	2,032名	80,596,745	1,974名
確定保険料	86,687,488	2,362名		
過不足額	△6,345,148	△330名		



基幹システム変更の経緯と進捗について

東京SR経営労務センター 副会長 山本 昌之

2023年6月、東京SR経営労務センターが使用していた基幹システム「社労夢」(エムケイシステム社提供)がランサムウェアに感染し、会員の皆様に多大なご迷惑をおかけしました。この事案は、従来から会員や事務局内で指摘されていたシステムへの不満や、システム会社の対応の不十分さを改めて浮き彫りにするものでした。これを契機に、東京SRでは基幹システムの変更について真剣な検討を重ねてまいりました。

複数の開発会社と打ち合わせを行い、見積もりを取得した結果、新たにシステムを開発する場合、1億円を超える莫大な費用が必要であることが判明しました。こうした課題は東京SRだけでなく、他のSRでも共通しており、複数のSRで共同開発の可能性を模索する動きが始まりました。中でも、セキュリティの確保は絶対に譲れない条件として、議論の中心となりました。

2024年12月に開催された全国SRの会合では、エフアンドエム社の「オフィスステーション」が有力な候補として挙がり、東京SRや大阪SRなどが中心となって同社との交渉を開始しました。当初は費用面で折り合いがつかず難航しましたが、幾度となく打ち合わせを重ねた結果、導入可能な条件で合意に至りました。

現在、複数のSRがエフアンドエム社と共同で開発を進めており、対面での打ち合わせが難しい中、チャットワークを活用したWEBミー

ティングやチャットでの情報共有を行っています。まさに、便利な時代の恩恵を受けた取り組みです。

まずは「年度更新」機能から着手しており、2026年の年度更新より新システムでの運用が開始される予定です。その後も第2次、第3次開発へと段階的に進めていく計画です。東京SRでは、新システム導入に向けた研修会を数回開催予定です。会員の皆様には、より安全で利便性の高い新しい基幹システムにご期待いただければ幸いです。



◆ 会員委員会からの報告 ◆

令和7年8月2日、荻窪ボウルでプロボウラーによるレッスン付のボウリング大会を行いました。このレクリエーションは当初昨年開催予定でしたが、台風の影響に伴い中止、本年の開催となったものです。

今年の開催も昨年同様直前まで台風の影響が懸念されていたのですが、ご参加された皆さま全員のおかげで無事開催することができました。

当センターでのボウリング大会は初の試みとなり、プロボウラーによるレッスンではみなさ

ん真剣に取り組んでいました。始球式では亀谷会長の第一投が見事にストライク。練習の成果によりチーム対抗戦では白熱した試合展開となりました。

個人優勝は山手ブロックの加藤智さんでした。

今後も東京SR経営労務センターではブロックを超え会員の交流・親睦を図ることができるレクリエーションの取り組みを行ってまいります。是非ともご参加ください。



ハローワーク飯田橋からのお知らせ

◎令和7年10月より、新たに「教育訓練休暇給付金」が創設されます。

教育訓練休暇給付金とは？

労働者が離職することなく教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、失業給付（基本手当）に相当する給付として賃金の一定割合を支給することで、訓練・休暇期間中の生活費を保障する制度です。

制度概要は、一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者が、就業規則等に基づき連続した30日以上は無給の教育訓練休暇を取得する場合、教育訓練休暇給付金の支給が受けられます。

【お問い合わせ先】

事業主の方：ハローワーク飯田橋 雇用保険得喪課 03-3812-8609 22＃

労働者の方：ハローワーク飯田橋 雇用保険給付課 03-3812-8609 45＃

スキルアップやり・スキリングに取り組もうとする皆さまへ

労働者向け 教育訓練休暇給付金のご案内(簡略版)

雇用保険の一般被保険者が、在職中に職業に関する教育訓練を受けるための休暇期間中、失業給付に相当する給付を受けることができます。

給付日数・給付日額等

雇用保険の加入期間に応じて給付日数が異なります。
給付日額は、原則休暇開始前6か月の賃金日額に応じて算定されます(失

＜給付日数＞

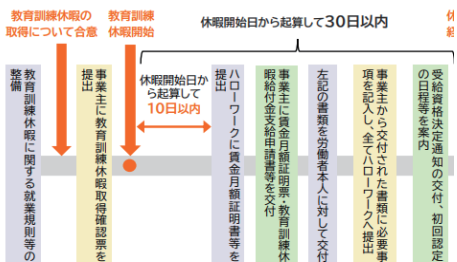
加入期間	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	
所定給付日数	90日	120日	150日	3

主な支給要件

- ・ 休暇開始前2年間に12か月以上の被保険者期間があること(原則、11日以上勤務実績がある月が被保険者期間として算定の対
- ・ 休暇開始前に5年以上、雇用保険に加入していた期間があること(離職期間等がある場合であっても、一定の要件に合致すれば加入期間
- ・ 業務命令によらず、就業規則等に基づき教育訓練を受けるための無給

支給までの流れ

労働者 事業主 ハローワーク



注意事項

教育訓練休暇給付金を受給した場合、原則として、一定期間は失業給付等給付金を受給できません(ただし、教育訓練給付金の支給要件期間には影響ありません)。また、教育訓練休暇取得に当たっては、事業主の承認・手続が必要になります。また、教育訓練休暇取得に当たっては、就業規則等に基づき教育訓練を受けるための無給であることが必要です。

厚生労働省 都道府県労働局・ハロ



詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

従業員の教育訓練や資格取得を応援する事業主の皆さまへ

事業主向け 教育訓練休暇給付金のご案内(簡略版)

雇用保険の一般被保険者が、在職中に職業に関する教育訓練を受けるための休暇を取得した場合、休暇期間中、失業給付に相当する給付を受けることができます。

事業主の皆さまへのお願い

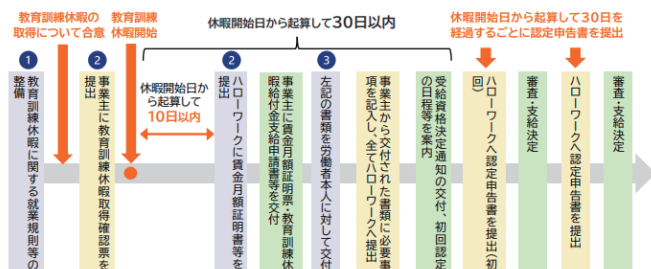
教育訓練休暇給付金は、一般被保険者である労働者本人の意思で、業務命令によらず、就業規則等に基づき、教育訓練を受けるための無給の休暇を取得することが支給要件になっています。

給付金を受けるのは労働者本人ですが、手続に関して事業主の皆さまのご対応が必要です。下記の支給までの流れをご確認ください。

注意 解雇等を予定している労働者は、教育訓練休暇給付金の支給対象にはなりません。なお、解雇等を予定している労働者について、虚偽の届出を行った場合は、罰則の対象になります。

支給までの流れ

事業主 労働者 ハローワーク



- 1 教育訓練休暇制度を就業規則または労働協約等に規定します。(規程例はパンフレットをご参照ください)
- 2 一般被保険者である労働者本人と事業主とで教育訓練休暇の取得について合意の上、労働者本人から教育訓練休暇取得確認票を提出されます。内容を確認して、必要事項を記入します。その上で、労働者の休暇開始日から起算して10日以内に休暇開始日の前日までの賃金支払い状況等を記載した賃金月額証明書をハローワークに提出してください。(その際、必要事項を記入した教育訓練休暇取得確認票、就業規則等の写し、賃金台帳、出勤簿等を添付してください)
- 3 賃金月額証明書をハローワークに提出した後、ハローワークから賃金月額証明書(事業主控え、本人手続用)及び教育訓練休暇給付金支給申請書を交付します。賃金月額証明書(本人手続用)及び教育訓練休暇給付金支給申請書は、一般被保険者である労働者が教育訓練休暇給付金の支給申請を行うために必要になりますので、速やかに労働者本人に交付してください。

詳しくは「教育訓練休暇給付金のご案内」(パンフレット)及び厚生労働省ホームページを御確認いただき、ご不明な点は近隣のハローワークまでお問い合わせください。

厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

LL07070707



中央労働基準監督署からのお知らせ

事業主の皆さまへ

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となります。

賃上げコース区分	助成上限額	活用ポイント
30円コース	30～130万円	賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
45円コース	45～180万円	中小企業が利用可能
60円コース	60～300万円	助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
90円コース	90～600万円	交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人あたり)	活用ポイント
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)	賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)	中小企業、大企業どちらも利用可能
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)	原則、事業場内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
6%以上の場合	7万円(4.6万円)	改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業場あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業等サテライト、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25%

コース区分	助成上限額	活用ポイント
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	労働時間削減等の取り組み
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	中小企業や中小企業
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	助成額は、成果目標額、賃金を引き上げた額、交付決定を受けた額

II：女性活躍の更なる推進に向けた改正ポイント

- 令和8年(2026年)3月31日までとなっていた法律の有効期限が、令和18年(2036年)3月31日までに延長されました。
- 従業員数101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表が義務となります。(施行日：令和8年4月1日)
- プラチナえるぼし認定の要件が追加されます。(施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日)

情報公表の必須項目の拡大

- これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表義務を付与します。(従業員数101人以上の企業は努力義務の対象です。)

企業規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、2項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、2項目以上を公表
101人～300人	1項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上を公表

※ 従業員数301人以上の企業は、①「職業生活に関する機会の提供に関する実績」から1項目以上、②「職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境の整備の実績」から1項目以上、計2項目以上を公表すること、従業員数101人以上の企業は、①及び②の全体から1項目以上を公表することとされています。

プラチナえるぼし認定の要件追加

- プラチナえるぼし認定の要件に、事業主が講じている労働者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の公表していることを追加します。
- 現在、プラチナえるぼし認定を受けている企業も、認定を維持するために、事業主が講じている労働者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の公表をすることが要件となりますが、今後の各令等の整備において、一定の措置を講じています。
- このほか、女性の健康上の特性による健康課題(月経、更年期等に伴う就業上の課題)に関して、職場の理解増進や配慮等がなされるよう、今後企業の取組例を示し、事業主による積極的な取組を促していくこととしています。

お問い合わせは都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 大企業は専業主婦一人につき10時間以上の訓練
※2 5%以上の賃上げ又は賃金等手当てを従業期間中に実施し、訓練受講者に実際に賃金等手当てを5%以上賃金に引き上げた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額	活用ポイント
①賃金助成率	労働者1人1時間あたり500円・1000円	職業訓練と経費助成等(訓練終了後の賃上げ等加算)
②経費助成率	訓練経費の45%～100% (労働者1人1時間あたり24万円・36万円)	職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働者への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
③OJT実施助成率	1人1コースあたり12万円～25万円	10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象 中小企業、大企業どちらも利用可能 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

※訓練コースメニューによって上記割合の1/2が支給される場合があります(同一企業で支給される場合は上記割合の2/3となる場合があります。)

人材確保等支援助成金(雇用管理・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために雇用管理・雇用環境整備等(賃金規定制度、働き方制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や雇用環境の整備(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大28.7万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)	活用ポイント
①賃金規定制度	50万円(40万円)	雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下
②働き方制度	25万円(20万円)	原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(1)
③職場活性化制度	25万円(20万円)	助成額は、雇用管理・導入機器に応じて決定
④健康づくり制度	25万円(20万円)	対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算
⑤作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%(50%)	賃金規定制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下

(※1)括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。
(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(50万円)。⑤を導入した場合の上限額は18.7万円(15.0万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用奨励助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じて、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者)等を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)

- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%以上の賃上げが実現した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース：事業場の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

- 中途採用拡大コース：中途採用者の雇用管理・雇用環境を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させた、かつ当該45歳以上の者数を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

雇入れ支援コース(スキルアップ支援コース)

- 在職中に出力により労働者をスキルアップさせ、賃上げの賃金を賃上げ前と比較して5%以上増加させた場合に助成(上限額8.63万円/1人1日あたり1事業主あたり91,000円)します。

※ 支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/nishu/sa/kyouka/00007.html>

「働き方改革推進支援助成金」(ワーク) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/nishu/sa/kyouka/00007.html>

(R7.4) 厚生労働省

事業主の皆さまへ(全企業が対象です)

公布日：令和7年6月11日

ハラスメント対策・女性活躍推進に関する改正ポイントのご案内

I：ハラスメント対策強化に向けた改正ポイント

- カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じるのが事業主の義務となります！(施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日)

カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです。
 - ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
 - ②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、③労働者の就業環境を害すること。

- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
- 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- 相談体制の整備・周知
- 発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置

※ 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に必要となる協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。

※ カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

- 求職者等(就職活動中の学生やインターンシップ生等)に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。

- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
- 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発(例：面談等を行う際のルールをあらかじめ決めておくこと等)
- 相談体制の整備・周知
- 発生後の迅速かつ適切な対応(例：相談への対応、被害者への謝罪等)

★ これらのハラスメントに関する国、事業主、労働者、顧客等(カスタマーハラスメントのみ)の責務も明確化します。

※ カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントは行ってはならないものであり、事業主・労働者・顧客等の責務として、他の方針に示す言動を行うよう努めるものとされています。

ハラスメントのない職場の実現に向けた国の啓発活動を強化します！

改正法では、国の責務として、職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、国が啓発活動を行う旨が定められました。職場におけるハラスメントについて、情報発信等の取組の充実を図ってまいります。

事例動画など役立つコンテンツを掲載 [あがる職場応援団 HP](#) 検索

厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

健康管理応援します！！

～人間ドック特別価格での提供になります～

各種人間ドックコース

東京SR経営労務センター・東京SR建設業労災福祉協会の会員、従業員、そのご家族の方限定！
※各コースの組み合わせ受検はお受けできません。

コース	種別	主な内容	受付	所要時間	一般料金	S 提携料金 R	★特定健診対応コース
① 日帰り人間ドック		胸部・胃部レントゲン・腹部エコー・心電図・血液検査 等	午前	2～3時間	45,000	37,000	○
② MRI 脳ドックライト		頭部 MRI・頸動脈エコー・ABI	午後	1時間	32,000	27,000	
③ 総合ドック (①+②)		日帰り人間ドック項目に頭部MRI・頸動脈エコー・ABIのセット	午前	2.5～3時間	72,000	60,000	○
④ MRI 心臓ドック		心臓MRI・心電図・ABI 超音波(心臓・頸動脈)・血液検査 等	午後	2.5～3時間	80,000	75,000	
⑤ MRI 心臓ドックライト		心臓MRI・心電図・頸動脈エコー・ABI 等	午後	2～2.5時間	50,000	45,000	
⑥ MRI 心臓・脳ドック		心臓・脳MRI・心電図・ABI 超音波(心臓・頸動脈)・血液検査 等	午後	3～3.5時間	90,000	85,000	○
⑦ プレミアム心臓ドック		総合ドックに心臓MRI・心臓超音波検査のセット	午後	3～3.5時間	112,000	105,000	○

※各種ライトコース受診にあたっては、過去1年以内に受診された血液検査・心電図検査の結果を含む健康診断結果票が必要です。

お手元がない場合はお申込になれません。

※検査当日にMRIの結果説明はありません。

※心臓MRIの画像データ(DVD)は来年2026年4月1日ご受診分より有料(3,300円)になります。

★特定健診とは、40歳から75歳未満の方を対象とした公的医療保険加入者全員に実施する生活習慣病予防健診で、いわゆるメタボ健診と呼ばれているものです。対応コースでは、その項目をすべて含んでおります。

☆詳しくは神田クリニックホームページをご覧ください。

<https://www.kanda.or.jp/>

~~~~~ お申込みの手順 ~~~~~

1 下記申込票にご記入の上、『神田クリニック』へFAXしてください。

FAX 03-3252-1058

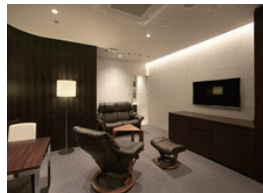
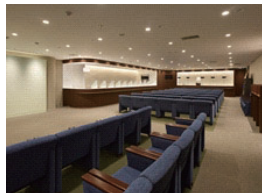
2 お申込後、『神田クリニック』より日時のご予約等につきご連絡いたします。  
連絡後、受診資料を郵送いたします。【祝祭日は休診】

3 受診をされた際に、所定の料金を『神田クリニック』にお支払いください。  
その際、消費税も別途お支払いいただきます。

| 受診申込者氏名                   | 生年月日  | 性別  | 申込コース(○で囲む)                                                                                              | 受診希望日                  |
|---------------------------|-------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 住所(会社・自宅) ※検査資料等の送付先<br>〒 | 年 月 日 | 男・女 | 1 日帰り人間ドック<br>2 MRI 脳ドックライト<br>3 総合ドック<br>4 MRI 心臓ドック<br>5 MRI 心臓ドックライト<br>6 MRI 心臓・脳ドック<br>7 プレミアム心臓ドック | 第一希望<br>/<br>第二希望<br>/ |
| ※日中連絡のとれる番号<br>( )        |       |     |                                                                                                          |                        |
| 受診申込者氏名                   | 生年月日  | 性別  | 申込コース(○で囲む)                                                                                              | 受診希望日                  |
| 住所(会社・自宅) ※検査資料等の送付先<br>〒 | 年 月 日 | 男・女 | 1 日帰り人間ドック<br>2 MRI 脳ドックライト<br>3 総合ドック<br>4 MRI 心臓ドック<br>5 MRI 心臓ドックライト<br>6 MRI 心臓・脳ドック<br>7 プレミアム心臓ドック | 第一希望<br>/<br>第二希望<br>/ |
| ※日中連絡のとれる番号<br>( )        |       |     |                                                                                                          |                        |

## 施設健診事業のご案内

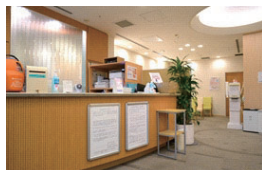
### ■春日クリニック



- ・人間ドック A コース 一般的な人間ドックコース
- ・VIP ゴールドコース 個人向けドックで検査内容をグレードアップ
- ・VIP プラチナコース 専用個室をご用意した VIP 向けの最高級タイプ

〒112-0002 東京都文京区小石川 1-12-16TG ビル  
都営地下鉄三田線【春日駅】下車 徒歩 1 分

### ■品川クリニック



- ・人間ドック A コース 一般的な人間ドックコース
- ・人間ドック スタンダードコース (A コース) + 乳がん健診 + 子宮がん健診  
一般的な人間ドックに加え女性特有のがんである「乳がん」「子宮がん」などの検査を実施

〒108-0075 東京都港区港南 2-16-3 品川グランドセントラルタワー 1 階  
JR【品川駅】下車 徒歩 4 分

### ■深川クリニック



- ・人間ドック A コース 一般的な人間ドックコース
- ・特別ドック 深川コース 一般的な人間ドック検査に加えさらに詳細な検査を実施  
がん検診を充実させたコース

〒135-0022 東京都江東区三好 2-15-10  
東京メトロ半蔵門線【清澄白河駅】下車 徒歩 5 分



憂いを解き、人々を健康と幸せに。

医療法人社団 同友会



開業社会保険労務士・社会保険労務士法人の皆さまへ

# 社会保険労務士賠償責任保険制度

**全国で19,173名<sup>(\*)</sup>の開業社労士・法人の皆様にご加入いただいております。**

業務を安心して遂行していただくために、未加入の方は必ずこの機会にご検討ください!

(\*2024年7月1日現在)

社労士業務の遂行に起因して発生した不測の事故について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、補償します。

**思いがけないリスクに備えるために**

指導・認識誤り

書類提出の失念

期限誤認

**団体割引|20%の保険料適用で安心の補償!**開業社労士1人  
事務所の場合年間保険料:13,200円(月額換算:1,100円)で  
損害賠償1請求あたり1,000万円(保険期間中3,000万円)まで  
補償されます。(Aタイプ加入の場合)

制度の仕組み

主契約

社会保険労務士  
賠償責任保険

特約

労働保険事務組合業務上の  
事故による損害を補償

①事務組合担保保険

情報漏えい事故やサイバー  
攻撃などのサイバーリスク  
関連の各種損害を補償②サイバーリスク保険  
③サイバーリスク保険  
〈情報漏えい限定補償プラン〉  
※②③両方の加入はできません。

おすすめ

保険  
期間**2024年12月1日午後4時から2025年12月1日午後4時までの1年間**

新規・中途加入は毎月25日までに申込みおよび月末までに保険料お振込みをいただいた場合、翌月1日午後4時から補償開始です(ただし、11月始期分を除く)。詳しい手続期間と保険料の支払期限についてはパンフレットをご覧ください。

**<https://www.sr-service.jp>**ご加入・ご更新は **お申込みWebサイト** からお手続きください。

社労士 保険 エスアールサービス 検索

※お申込みWebサイトへは、取扱代理店エス・アール・サービスHPよりアクセスください。



この保険は、全国社会保険労務士会連合会を保険契約者とし全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業会員等を被保険者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全国社会保険労務士会連合会が有します。加入依頼書の受付、保険料集金事務については、全国社会保険労務士会連合会にて実施しています。

お問合せ先

取扱代理店

**有限会社 エス・アール・サービス**

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町3-2-12

社会保険労務士会館

**TEL 03-6225-4873**

引受保険会社

**東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社)**

担当課: 広域法人部法人第二課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

**TEL 03-3515-4153**

三井住友海上火災保険株式会社(非幹事保険会社)

**全国社会保険労務士会連合会**

## 事務局からのお知らせ

### ☆労働保険料口座引落のお勧め

労働保険料の納付につきましては、振込手数料のかからない口座引落をお勧めします。

◎第2期労働保険料 口座引落日

令和7年10月31日(金)

◎第3期労働保険料 口座引落日

令和8年2月2日(月)

口座引落をご利用でない方も、指定された納付日までに納入くださいますよう、お願いいたします。

### ☆口座引落金融機関の変更、新規登録について

口座引落金融機関の変更、または新規登録を希望される場合は、「口座振替依頼書」の提出が必要です。

令和7年度第3期保険料引落で変更または新規登録をご希望の場合は、

令和7年11月28日(金)までに

「口座振替依頼書」を事務局あて(必着で)ご提出ください。

11月28日を過ぎての提出につきましては、令和8年度からの口座変更登録・口座新規登録となりますのでご了解ください。

また、郵送物の宛名・送付先変更も同様の取扱いとなりますので、お早めに「名称・所在地等変更届」等の書類提出をお願いします。

### ◎ 事務局人事異動 ◎

#### ○退職

酒井 なぎさ (令和7年4月10日付)

澁谷 文歌 (令和7年4月10日付)

堀内 香澄 (令和7年7月10日付)

### ☆令和7年度事務局新規採用・昇任職員紹介

#### 【業務課】

杉田 詩萌(駒沢女子大学出身)

中小の業務全般の仕事をしております。力不足ではありますが業務を確実にこなせるよう頑張ります。軟式テニスが得意です。

何方か、お手合わせをお願いいたします。

木戸 波那華(日本女子大学出身)

労働保険事務組合事務のオールラウンダーを目指しています。円滑に手続きができるよう、頑張っています。漫画を読むのが大好きです。明るさいっぱい頑張ります。

#### 【管理課】

内山 愛子(お茶の水女子大学出身)

一人親方関連を担当しております。

堅実な仕事ができるよう頑張っています。

特技はマンガを描くことです。クールを装っていますが、根は、わしゃわしゃ明るいです。

#### 【業務係長】

相原 和弥(学習院大学出身)

SRを背負っていけるよう、頑張っています。

昨年、結婚いたしました。幸せいっぱいです。



## 編集後記

▶ この度、会員委員会の副委員長を拝命しました城西ブロック(中野・杉並支部)の大和久と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

夏と言えば、やはり高校野球甲子園です。2004年に大学時代の同期生が監督として甲子園に出場し応援に行ったのをきっかけに毎年甲子園球場へ観戦に行くようになりました。今年の夏ももちろん甲子園球場で観戦いたします。

本誌が皆さまのお手元に届くころには優勝校も決定し終了していますが、熱戦が繰り広げられすばらしい大会となっていることを期待しています。

(大和久 剛)

担当副会長／吉村 光弘

会員委員会／福岡 秀行、大和久 剛、小島 理恵、佐藤 彰子、堀 拓磨、山崎 祐

◆ 表紙の題字は、初代会長、柏木高美氏の筆によるものです ◆